國學院大學学術情報リポジトリ

弁護士会自治の中核である懲戒手続きの分析(1)戦前 の弁護士懲戒手続きから何を学ぶか

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-06
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 横山, 実
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001166

弁護士会自治の中核である懲戒手続きの分析(1)

――戦前の弁護士懲戒手続きから何を学ぶか――

横 山 實

はじめに

第2次大戦後に制定された弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)に よって、弁護士会自治は完璧に保障された。その自治を全うするには、弁護士会が適切に懲戒制度を運用することが必須である。

筆者は、個人的な出来事で、東京弁護士会宛に、2回、SS弁護士に対する懲戒を請求している。SS弁護士は、2001年12月以来、筆者の母の実質的な顧問弁護士であったが、2009年の母の死後は、遺言執行人としての仕事を放棄した(本人は、遺言公正証書の作成の際の証人に過ぎないと主張している)。そして、相続問題に関して、弟の代理人となった。

SS 弁護士は、弟との意思疎通を怠り、相続を遅滞させたので、筆者は大きな被害を受けた。そこで、母の1年後の命日である2010年2月9日に、東京弁護士会に懲戒の申し立てをした。その申し立ては受理されたが、綱紀委員会での調査は長期化した。筆者は、やっと、東京弁護士会の竹之内明会長の名義の2011年7月1日付の決定書を受け取ったが、そこには「本会会員SS 弁護士を懲戒しない」と書かれていた。そこで、日本弁護士連合会に直ちに不服申し立てをしたが、それは受理された。筆者は、日本弁護士連合会の宇都宮健児会長名の2011年12月22日付の決定書を受け取ったが、その内容

は「本件異議の申出を棄却する」というものであった。その決定書には、日本弁護士連合会綱紀委員会第1部会(大室俊三部会長)の12月21日付の議決書が同封されていたが、その議決書には、棄却する理由は何も書かれていなかった。

その後も、SS 弁護士は、弟との意思疎通を欠いているにも関わらず、母の遺骨の引き渡しや母所有のビルの相続に関して、筆者に対して敵対的な交渉を続けた。そこで、筆者は、2014年4月30日付で、第2回目の懲戒申し立てを、東京弁護士会宛に行った。この申し立ても受理されたが、前回同様、1年近く棚晒しにされた。そこで、筆者は、弁護士会の懲戒制度の問題点を調べるために、2015年2月に全国の弁護士会宛にアンケート票を郵送した。根回しせずに郵送したので、全ての弁護士会から回答を拒否された(その後、東京弁護士会の伊藤茂昭会長の名義の2015年10月30日付の決定書を受け取ったが、その内容は「被調査人を懲戒しない」というものであった)。

筆者は、この経験に基づき、弁護士会の懲戒の運用について疑問を抱いた。そこで、弁護士会にとっての懲戒の意義を確認するために、明治維新から第2次大戦に至るまで、弁護士への懲戒の制度、そしてその運用がどのように行われていたかを、調べることにした。その成果が、この論稿である。

筆者は、この論稿の続きとして、「現在の弁護士懲戒手続きは機能不全ではないか」という副題をつけた論稿を書くことにしている。それは、次号の國學院法學に掲載してもらう予定である。

懲戒制度の本来の機能は、非行を犯した弁護士に制裁を与えることによって、専門職としての弁護士の質を確保するものである。「質の確保」という機能は、誰が果たしたらよいのであろうか。明治から戦前に至るまでは、検察・司法当局が弁護士に対する懲戒権を握っていた。弁護士たちは、判事および検事と同等の地位を獲得するという目的で、自分たちの自治を確保し、懲戒も自分たちの手で行うことを目指した。しかし、それは、戦後になるまで、実現されなかった。本論稿では、戦前に弁護士たちが自治を求めた働きかけの過程を分析して、彼らが懲戒権をどのように大切に考えていたかを確

認する。

ところで、当局による懲戒権は、天皇制国家が確立するにつれて、「弁護 士の質の確保 | という本来の機能から逸脱して、反政府的活動に関与する弁 護士を弾圧する手段として行使されるようになった。それでも、大正デモク ラシーの間は、多くの弁護士たちが、人民の抗議運動に参与したり、支援し たりしていた。しかし、日本帝国主義の下での戦争遂行体制の確立の過程 で、抵抗法曹の流れに位置する弁護士は、治安維持法による弾圧で消滅して いく。本論稿では、歴史的な分析を通して、当局による懲戒権の行使の問題 点を確認する。そして、次回の論稿では、戦前の弁護士たちの苦労の賜物で ある、弁護士会の懲戒制度が、現在、きちんと運用されているのかを、問う ことにしている。

1. 江戸時代からの公事師の継承

江戸時代は、幕藩体制だったので、幕府法と藩法の並立が見られた。ま た、律令も細々と適用されていた。江戸では、紛争が多かったので、刑事裁 判における被告人や民事訴訟における当事者のために働くことを仕事にする 者が出現した。それらの者は、公事師と呼ばれた。彼らは、訴訟に必要な書 類を訴訟当事者に代わって作成したり、訴訟のために必要な手続きや訴訟技 術を依頼人に教授したりしていた。彼らは、必ずしも皆不徳不倫の者ではな かった(奥平、13頁)。しかし、中には、人のもめ事や争いごとに介入して 金儲けする事件屋として、仕事をしている者もいた。さらに悪質な者は、古 い借金証文や売掛帳面を安く買い取って出訴したり、相手方に和解を迫って 金品を得るというような行為をもしていた。

幕府法を適用される江戸の者と、地方の者が裁判で争うためには、地方の 者は江戸に逗留しなければならなかった。日本橋馬喰町にあった彼らのため の宿は、公事宿と呼ばれた。公事師の多くは、その宿の近くで仕事をしてい た。彼らの中には、訴訟にすると多額の金がかかるとして、地方から来たも

112(167) 弁護士会自治の中核である懲戒手続きの分析(1)(横山 實)

のに、示談金で紛争を解決させる者がいた。さらに狡猾な者は、弱みに付け 込んで、地方の者を相手取って出訴するようなこともしていた。そこで、江 戸幕府は、しばしば公事師を、刑罰をもって取り締まっていた(奥平、13 頁)。

このようにトラブルを引き起こす公事師は、後述するように、明治時代になっても、仕事を続けた。そこで、当局が悪質な公事師を懲戒する必要性は、持続したのである。

2. 明治維新後の法制の整備と司法職務定制

明治維新後の西洋法制導入のための改革の第1弾は、1871年(明治4年) 7月9日の司法省の設置である(佐藤竺、44頁)。司法省は、刑部省と弾正 台を一本化することからスタートしたが、同年9月14日に、これまで大蔵省 が管轄していた民事事件の裁判権も吸収して、行政、刑事、民事に関する業 務を担うことになった。

1872年(明治5年)4月27日には、江藤新平が初めて司法卿に就任して、不平等条約で定められた治外法権を撤廃するために、西洋の法制の導入への準備が急速に進められた。まずは、司法省内に民法会議を設置して、フランス民法典を翻訳することから始まる民法編纂事業を開始した。同時に、西洋にならった裁判所を整備する準備を始めている。さらには、同年7月5日には、司法省明法寮の生徒の募集を始め、生徒には、招聘したフランス人によるフランス法の授業を受けさせた(奥平、33頁)。これは、法務官僚や法曹人の養成の始まりである。また、民間でも、西欧文化を摂取するために、明六社、蓬萊社、仏蘭西学舎などの結社が出現した。

1872年(明治5年)8月には、西洋型の司法制度を構築するために、司法職務定制(明治5年8月3日太政官無号達)が発せられている。そこでは、藩の延長上で地方官(府県の官吏)が掌握していた裁判権を奪って、全国に府県裁判所を設置するという構想が打ち出された。府県裁判所は、司法省か

ら派遣される官吏によって、裁判などの業務を行うというものであった。官吏としては、「判事」と「検事」が置かれた。「検事」は、公訴を提起し、刑の執行を監督し、「法憲及人民ノ権利ヲ保護」するとともに裁判の適正な遂行を監視する任務を担うことになった。「証書人」は、今の司法書士に当たり、法律行為の認証を仕事にした(第41条)。「代書人」は、訴答書類を調成することを任務とした(第42条)。現在の弁護士に当たる「代言人」は、「証書人」および「代書人」と並ぶものとされた。それ以降、弁護士は、今日に至るまで、訴訟業務中心に仕事をすることになったのである。

「代言人」を規定する司法職務定制第43条では、「第一 各区代言人ヲ置キ自ラ訴フル能ハサル者ノ為メニ之ニ代リ其訴ノ事情ヲ陳述シテ冤枉無カラシム 但シ代言人ヲ用フルト用ヒサルトハ其本人ノ請願ニ任ス」「第二 代言人ヲ用フル者ハ其世話料ヲ出サシム」と規定している(奥平、35-36頁)。つまり、裁判区ごとに、代言人を置くが、その任務は、民事訴訟において、依頼人に代わって陳述し、事情を説明することによって、依頼人が不当に責任を取らされないようにすることである。しかし、代言人を用いるのは請願によるし、また、世話料を支払わなければならないので、有産階級の者しか、代言人を用いることができなかったのである。なお、代言人は「唯本人に代りて言ふ故に之を代言人という」(奥平、52頁)存在に過ぎなかった。そこで、代言人は、現在の弁護士のような特権は持たず、裁判所からは、通常の訴訟代書人と同様の取り扱いを受けていた。後述するように、弁護士は、地位向上のために、長年にわたって、当局に働きかけをしてゆくのである。

3. 代人規則と訴答文例竝附録の公布

1873年(明治6年)6月には、代人規則(明治6年6月18日太政官第215号達)が布告されている(奥平、37頁)。この規則では、契約取引などを行う代人については、総理代人と部理代人の2種を規定している。総理代人

は、本人の身上諸般の事務を代理し、復代人を選任する権利を有する。他 方、部理代人は、その委任された権限内の事務を代理することができるに過 ぎなかった。1876年の代言人規則が施行された後は、代言人の免許を受けて いない者は、他人の訴訟を取り扱う場合には、必ずこの規則に従い、原告若 しくは被告の総理代人若しくは部理代人として、出廷することになった。

代人規則が発せられた 1 か月後には、訴答文例並附録(明治 6 年 7 月17日 太政官第247号達)が布告されている(奥平、45頁)。それは、民事訴訟についての独立の規定であり、代書人や代言人は、それに基づいて仕事をすることになった。つまり、原告人は「代書人ヲ用フル事」(第 1 巻第 2 章)を定め、また、原告人が代言人を用いることを想定して「代言人ノ事」(第 1 巻第11章)を定めている。また、第 2 巻第23章では、被告人についても代書人と代言人を用いることに関する規定を置いていた。

「法律は代言人の職業を認めず、唯本人に代りて言ふ故に、之を代言人といふに過ぎざれば、代言人は何らの特権をも有せず」(奥平、52-53頁)。それゆえに、裁判所では、代言人は訴訟人や代書人と同様な処遇を受けていた。たとえば、裁判所に入るには、門番に名刺を示して、認印を受けなければならなかった。官尊民卑の時代だったので、廷吏は、代言人を法廷に呼び入れる際には、大声で氏名を呼び捨てにして行っていた。

4. 民間における法曹人の養成

征韓論で敗れて下野した島本仲道は、故郷の土佐に帰り、1874年(明治7年)4月には、板垣退助たちが設立した立志社の中に、法律研究所を設立した。さらに、同年6月には、代書や代言の業務に従事していた寺島富栄たちとともに、大阪で北洲舎を設立した。次いで、同年10月には、東京でも設立した。この北洲舎は、わが国最初の法律事務所である。島本たちは、東京に北洲舎を設けるに先立って、同年9月には東京日日新聞に広告を出しているが、これは、代言広告の先駆であった(奥平、116頁)。

当時は、結社の自由は認められていなかったので、島本仲道たちは、「法律研究会設立條例」を作成して、それを司法卿の大木喬任に提出している(奥平、119頁)。

その第1条では、「法律研究ノ為メ同志合会スルモノ」であるので、法律研究会と称するとうたっている。そして、「合会スル所ノ家屋ヲ北洲舎ト称ス」としている。また、東京を本舎、大阪を支舎として、各地で分舎を置くと決めている。その目的は、「代言代書ノ事実ニ付法律ヲ研究スル」(第2条)ことである。また、優秀な若者に法学教育をおこなうために、「月雇(有給の)生徒ヲ置ク」(第10条)としている。

その上で、法律研究会代書代言規則では、民事事件における代言人の職務の義務や倫理をうたっている。第2条では、「裁判官ニ対シ為スへキ尊敬ヲ守リ」「言語ヲ慎ミ」という倫理をうたっている。職務上の義務についても、詳細に規定している。たとえば、依頼人との関係では、依頼人から証拠などを預かったら、それの写本を取り、現物は依頼人に還付することを命じている。そして、還付しないときは、訴訟金額の1%を罰金として、北州舎に納付することを決めている(第13条)。また、第36条では、会員が約束を違えたり、不正又は犯罪などを犯した場合には、会長が裁量により、その者に「相当ノ罰金」を払わせることを規定していた。

さらには、「謝金旅費ノ定」も設けていた。謝金は、原告、被告のいずれの場合も入手金額の10%とし、事情を斟酌して増減することがあると規定されていた(第 1 条)。また、第10 条では、極貧者には、なるべく謝金を受け取らずに、取り扱うようにするとうたっている。謝金に関するこれらの規定は、同年 9 月の東京日日新聞の広告ですでにうたっていたのである。

ここで注目すべきは、代書人および代言人としての倫理をうたい、謝金や 旅費などについても適切な金額を定めていることである。とくに、第10条で 極貧者に謝金を請求しないということは、社会的正義の実現という代言人 (後の弁護士)の使命から出たものと言える。また、第36条では、会長の権 限で違反した会員への懲戒としての罰金を定めていたのである。ここにおい 116 (163) 弁護士会自治の中核である懲戒手続きの分析(1)(横山 實) て、北洲舎の自治への意欲が示されている。

北洲舎は、このように高い理想で出発したが、すぐに財政難に陥った。そこで、1874年(明治7年)12月6日には、東京と大阪は、独立採算に移っている。また、東京では、1876年(明治9年)3月には、月雇生徒への教育制度を維持できなくなり、無給の生徒を置くようになっている(奥平、134頁)。北洲舎の活動は、代言人や代書人の質の向上に、大きな貢献をしたのである。

なお、北洲舎に続いて、1875年(明治8年)5月28日には、元田直がフランス法を教授するために法律学舎を設立している。これは、我が国における最初の私立法律学校であった。

5.1874年の裁判所取締規則

1872年の司法職務定制では、代言人の資格を定めていなかったので、無学無職の徒が続々と代言業務に従事するようになった(奥平、166頁)。彼らは、詞訟(訴訟)を教唆し、権利を売買し、裁判の遷延を図ったりして、暴利をむさぼった。彼らの多くは、三百文又は玄米1升の報酬で代言を引き受けたので、代言人は三百代言という蔑称で呼ばれることになった。代言人の言動は、法廷においても目に余るものであった。そこで、1874年(明治7年)5月には、法廷の秩序維持のために、8条からなる裁判所取締規則(明治7年5月20日司法省甲第9号達)が発せられている(奥平、53-55頁)。

取締規則では、第5条において、進退動作が軽操であったり、言語が激怒 高激したりする形で、裁判官に対して尊敬を欠くと認められるときには、裁 判官は譴責を直ちに科すことができるとしていた。また、再犯の場合には、 相当の罰金を科すべきと決めていた。さらに、第7条では、裁判官を罵る者 には、裁判を中止し、「之ヲ断獄課ニ付シ本律ヲ科スヘキ」としていた。

当時は、裁判所から呼び出しを受けても、遅刻したり出廷しなかったりした者がたくさんいた。そこで、彼らに対しては、違式律によって贖罪金を科

していたが、より厳しく対処するために、1874年7月12日には、裁判所取締 規則に第9条が付け加えられている。つまり、裁判所は、事前に届出をせず に遅刻や不参した者に対して、「直チニ違式ノ軽重ニ問ヒ相当ノ罰金ヲ科ス ヘキ | と定めたのである。

しかし、それでも代言人の粗野な言動は改まらなかったので、明治7年10 月8日司法省甲第19号達として、裁判所取締規則改正が発せられている(奥 平、56-57頁)。つまり、第5条の改正で、裁判官が代言人に譴責を科した ときは、「其事件ニ付代言人タルコトヲ得ス」とされたのである。また、第 7条の改正で、本律(刑罰)を科せられた代言人は、3か月以内の間、代言 人として裁判所に出ることが禁じられた。当時は、代言人の質の向上を図る には、裁判官による譴責、科刑、裁判所への出入り禁止という制裁が用いら れたのである。なぜならば、北洲舎におけるように、代言人の質を高めるた めの結社は、稀だったからである。

6. 裁判制度の整備と1876年の代言人規則

江藤新平は、1973年(明治6年)の政変で下野したので、彼の仕事は、大 木喬任司法卿に引き継がれていった。薩長藩閥体制で内務省を支配していた 大久保利通は、司法省から警保寮を取り上げて、それを内務省に移管させ た。それにより、それ以降の「司法省と司法官僚の伴食性」が決定づけられ た (佐藤、46頁)。

裁判制度の整備も進められた。西洋諸国では裁判所の公開の原則が行き渡 っていたので、民事裁判の傍聴を、1875年(明治8年)2月22日には人民一 般に、同年4月9日には外国人に許した(奥平、58頁)。司法と行政の分離 も意識され、司法卿は臨時裁判所を主宰して裁判を行う権限を放棄し、判事 と検事の任免、監督、赦免の奏請などの行政事務のみを担うことになった。 そして、1875年(明治8年)4月14日には、最高裁判所としての大審院が設 置された。その後、1977年(明治10年)までの間に、各地で地方裁判所が設 けられた。裁判所制度が整うにつれて、児玉淳一郎や中定勝といった、法律に詳しい「代言人らしき代言人の先駆」が出現している(奥平、59頁)。しかし、代言人の活動範囲が広がるとともに、法廷内での彼ら粗野な言動が問題になっていった。そこで、公事師類似の代言人を排除するために、1876年(明治9年)には、代言人規則(明治9年2月22日司法省布達甲第1号)が発せられている(奥平、171-174頁)。

その第3条では、代言人免許の5つの絶対的欠格事由を規定している。つまり、①「懲役1年以上実決ノ刑ニ処セラレシ者」、②「身代限(強制執行による債務弁済)ノ処分ヲ受ケシ者」、③「其地方内ニ定マリタル住居アラサル者」、④「官職アル者」、⑤「諸官員華士族及ヒ商家其他一般ノ雇人タル者(ただし、雇主の承諾書があるものは除かれている)」である。これにより、懲役1年以上の前科のある事件屋同類の輩や住所不定の輩などは、代言人になることができなくなった。皇族、華族、士族、平民の身分が存在していた時代なので、被雇用者は、雇い主の書面による承諾がない限り、欠格事由とされていた。また、藩閥政治に対して不満を抱く士族が代言人として活躍し始めたので、官職にある者は代言人になれないと規定したと思われる。

代言人規則によれば、申請の手順は、次のとおりである。まず、代言人になることを希望する者は、「専ラ代言ヲ行ハント欲スル裁判所ヲ示シタル願書」を所管地方官に提出して検査を乞わなければならない(第1条)。地方官が検査する事項は、①「布告布達沿革ノ概略ニ通スル者」、②「刑律ノ概略ニ通スル者」、③「現今裁判手続ノ概略ニ通スル者」、④「本人品行並ニ履歴如何」であった(第2条)。地方官は、これを検査した後、状を具して願書を司法省に提出する。そこで、司法卿は、許可すべき者に免許状を下付する。その免許は、1年ごとに更新する必要があり、その度に、金10円という多額の免許料金を支払わなければならなかった(第5条)。

1876年当時は、まだ、大久保利通を中心とする藩閥政治は不安定で、不満 を抱えている士族からのクレームにさらされていた。そこで、不満士族であ る代言人の口を封じ込める必要があった。そのために、代言人規則は、第11 条において、「告達諸規則ノコトニ付裁判官ニ向テ旨趣ヲ陳述スルヲ得ヘシト雖モ其是非及ヒ立法ノ原旨ヲ論議スルヲ得ス」と規定していた。江戸時代と同様に、裁判は、お上が裁くもので、代言人といえども、裁判の根拠となる告達諸規則の内容や立法理由を批判することは許されなかったのである。

代言人規則の第14条では、裁判官による懲戒を定めていた。懲戒の対象者は、①「訟廷(法廷)ニ於テ国法ヲ誹譏シ及ヒ官吏ヲ侵陵スル者」、②「訟廷ニ於テ臆察詐偽ノ弁ヲ為ス者」、③「相手方ヲ悪口陵罵シ其面目名誉ヲ汚ス者」、④「謝金ヲ前収シ又ハ過当ノ謝金ヲ貪ル者」、⑤「他人ノ貸借取引等ノ詞訟(訴訟)ヲ買取リ自己ノ利ヲ図ル者」、⑥「詞訟ヲ教唆スル者」、⑦「故ラニ時日ヲ遷延シテ詞訟本人ノ妨害ヲ為ス者」であった。これらの者に対しては、裁判官は直ちに罰することができた。その罰目は、①「譴責」、②「停業1月以上1年以下」、③三年経過後でなければ、代言人としての復職を許さない「除名」であった。また、罪の重い者は、律(当時の刑法である「改定律例」)によって処断し、これら三つの罰目と併科してもよいとされていた。律によって処断された結果、「懲役1年以上実決ノ刑ニ処セラレ」ると、代言人規則第3条第1項に該当するので、代言人の資格を喪失した。

地方官による検査が実施されることになり、代言人の間で、恐慌が生じた。代言人規則は、1876年4月1日に施行することになったが、これまで代言人と称して法廷に出入りした者で、検査を受けることを願い出る者は、少数にとどまった。東京府では、出願者は30名で、そのほとんどは、北洲舎や法律学舎などで法律を学んだものであった。このような状況だったので、品行方正でない金儲けの上手な代言人が、依然としてはびこっていた。そこで、代言人の質を向上する必要は存続した。

なお、1977年(明治10年)2月には、西郷隆盛たちが決起して、西南戦争が始まっている。そこで、北洲舎の主宰者である島本仲道は、謀反の嫌疑がかけられて、同年3月には警視庁の檻倉に拘留され、何らの取り調べを受けることなく、9月24日に西郷が自殺した後の10月1日に釈放されている(奥平、196頁)。これは、反政府的な思想を持つ代言人に対する弾圧の原型であ

120 (159) 弁護士会自治の中核である懲戒手続きの分析(1)(横山 實)る。

7. 司法省附属代言人の登場

明治の初めには、西洋の文明を導入するために、お雇い外国人を招くだけ でなく、有能な若者を海外に派遣していた。また、自費で海外に渡航して、 学ぶ者もいた。その内の一人である星享は、イギリスで法律を学び、バリス ターの称号を得て帰国した。彼は、大蔵卿の大隈重信の口添えで、司法卿の 大木喬任に働きかけをして、「相当の給料を給し、官庁に関する訴訟事件に 付、官庁の代言を為し、又は、人民の依頼を受け、若しくは、貧民の為に謝 金を要せずして代言を為さしむる | ために、司法省附属代言人のポストを作 らせることに成功した(奥平、232頁)。 つまり、司法省は、明治10年12月24 日丙第22号達「附属代言局規則」を公布したのである。これにより、星享 は、司法省附属代言人として月俸を受けるだけでなく、普通の代言人として 謝金をもらいながら、仕事をしたのである。なお、その後、1879年(明治12 年)11月7日には、附属代言局規則が改正されて、イエール大学大学院で法 律と経済学を学んだ相馬永胤と、ハーバード大学で法学士の学位を得た目賀 田種太郎が、無給の司法省附属代言人のポストを得ている。海外から帰国し た優秀な3人が、司法省附属の代言人になったことは、官尊民卑の時代だっ たので、代言人の社会的地位を向上させるのに貢献した。

8. 法曹人養成システムの発展

1877年(明治10年)には、東京大学に法科が設けられて、法律専門家を養成するためのエリート教育が本格的に始まった。そこで、1879年(明治12年)には、法律学卒業ノ者代言営業出願取扱方(明治12年5月19日司法省丙第7号達)が発せられた。その布告によって、東京大学法科の卒業生は、卒業証書を証として代言の営業を願い出た時は、代言人規則で規定した検査を

受けることなく、代言人の免許状が授与されることになった(奥平、290-291頁)。東京大学法科卒の者の多くは、政府でのエリート官僚、裁判官およ び検事になっていったので、裁判官や検事から見下されていた代言人になる ものは少なかった。しかし、高橋一勝、大谷木備一郎、元田肇など、東京大 学の気骨ある卒業生は、代言人になっていった(森長、1984年、187頁)。彼 らの活動は、代言人の社会的地位の向上に寄与したのである。

1880年代には、私立の法律学校が続々と設立された。1880年(明治13年) 4月には仏法系の東京法学社(現在の法政大学)、同年9月には英米法系の 専修学校(現在の専修大学)、1881年1月には仏法系の明治法律学校(現在 の明治大学)、1882年10月には英法系の東京専門学校(現在の早稲田大学)、 1885年7月には英法系の英吉利法律学校(現在の中央大学)が設立されてい る。これらの学校を卒業した者は、官尊民卑の時代だったので、代言人の検 査の免除の特典は与えられなかった。しかし、多くの卒業生が、1882年(明 治15年)に施行された改正代言人規則に基づく代言人試験に合格したので、 代言人の質は向上した。

9.1880年の代言人規則の改正

1877年(明治10年)には不満士族が西南戦争を引き起こした。それを制圧 した大久保利通は、翌年に暗殺された。しかし、伊藤博文を中心として、藩 閥政治は持続した。その藩閥政治の打倒を目指して、各地で自由民権運動が 展開することになり、多くの代言人が、その運動の指導者になった。そのよ うな時代に対応して、1880年(明治13年)に代言人規則が改正された。ま た、その代言人規則の改正は、ボアソナードの指導の下で作成された刑法お よび治罪法が、1882年(明治15年)1月1日から施行されるので、その施行 の準備のためでもあった。

1876年制定の代言人規則のもとでは、厳格な取り締まりが行われていなか ったこともあり、「代言人たる者其本分の主義に悖り、私利のみ図る者往々

にこれあり」という状況だった(奥平、297頁)。また、「狡猾の徒」「名を代人に藉り」「代言人に紛らわしき所業を為す者往々これあり」であった(奥平、309頁)。そこで、「政府は其取締の方法を厳にし、弊風を改良する目的」で、代言人規則の改正に踏み切ったのである。

改正代言人規則では、第4条で、絶対的欠格事由を改正している(奥平、298頁)。つまり、①「未丁年者(未成年者)」、②「身代限(強制執行による債務弁済)ノ処分ヲ受ケ未タ弁済ノ義務ヲ終ヘサル者」、③「盗罪詐偽罪ニ付刑ヲ受ケタル者」、④「懲役・禁獄1年以上ノ刑ニ処セラレタル者」、⑤「官吏准官吏及公私ノ雇人」を、絶対的欠格事由としている。代言人の資格は、「定式ノ試験」に合格して、司法卿から免許を受けるものと変更された(第2条)。試験の出願は2月と8月の2回で、試験科目は、①民事ニ関スル法律、②刑事ニ関スル法律、③訴訟ノ手続、④裁判ニ関スル諸規則と定められた(第28条)。刑事に関する法律が試験科目に取り入れられたのは、刑法と治罪法が施行されると、西洋と同様に、刑事裁判にも代言人が関与することになるからであった。

改正で注目されるのは、代言人を検事の監督に付したことと、代言人組合を法定したことである。検事の監督を具体的にみると、まず、検事の下で試験が実施されることである。代言人の免許を願い出る者は、現住所の戸長(または区長)の印をもらい、履歴書をそえて、所轄の検事に願書を提出することになった(第26条)。

代言人試験の手続については、代言人取扱手続で詳細が定められた(奥平、306-309頁)。まず、検事が願書などを査閲した後に、願い出人は試験を受けることになった。試験問題は、出願月の前に司法卿の下で作成され、各地方の検事がそれを受け取った。そして、検事の責任において、試験が実施された。試験後は、検事が一切の書類をまとめて司法卿に進達し、その後、司法卿が免許状を検事に送付し、検事が合格者にそれを授与した。代言人取扱手続第10条では、「検事ハ免許料ヲ領収シタル上ニテ免許状ヲ本人ニ授与スヘシ」と規定していた。

改正代言人規則第14条は、「代言人ハ各地方裁判所本支庁所轄毎ニ1ノ組合ヲ立テ議会(現在の総会)ヲ設ケ左ノ目的ヲ以テ規則ヲ定メ契約ヲ固クスベシ」とうたっている。「左ノ目的」とは、①「互ニ風儀ヲ矯正スル事」、②「名誉ヲ保存スル事」、③「法律ヲ研究スル事」、④「誠実ヲ以テ本人ノ依頼ニ応スル事」、⑤「強テ本人ノ権利ヲ捏造セサル事」、⑥「妄リニ言詞ヲ変改セサルコト」、⑦「故ナク時日ヲ遷延セサル事」、⑧「相当謝金ノ額ヲ定メル事」であった。これは、品行方正でない金儲けの上手な輩が代言人としてはびこっていたので、業界団体である代言人組合に、その取り締まりを期待したものといえよう。なお、第14条但し書きでは、代言人組合の規則は「必ス検事ノ照閲ヲ経ヘシ」「其改正増補モ亦之ニ同シ」とうたっていた。代言人組合の監督者である検事は、規則の照閲の権限を付与されたのである。

代言人への懲戒は、1876年の代言人規則よりも、精緻に規定された。懲戒の対象者は、①「訟廷ニ於イテ現行ノ法律ヲ誹譏スル者」、②「訟廷ニ於テ官吏ニ対シ不敬ノ所業ヲ為ス者」、③「訟廷ニ於テ相手方ヲ陵辱罵言シタル者」、④「詞訟ヲ教唆シタル者」、⑤「証拠ト為ルベキ者ヲ捏造シタル者」、⑥「他人ノ詞訟ヲ買取リ自己ノ利ヲ図ル者」、⑦「強テ謝金ヲ前収シ又ハ過当ノ謝金ヲ貪リタル者」、⑧「故ラニ時日ヲ遷延シ詞訟本人並ニ相手方関係人ノ妨害ヲ為シタル者」、⑨「議会組合外私ニ社ヲ結ビ号ヲ設ケ営業ヲ為シタル者」、⑩「議会(組合の総会)ニ於テ定メタル取締規則ヲ犯シタル者」であった(第22条)。これらの者に対する懲罰は、1876年の代言人規則と変わりなく、「譴責」「停業」「除名」である(第23条)。

懲戒を行う手続については、代言人取扱手続の第6条で、「代言人ハ総テ検事ニテ監視シ代言人規則ニ照シテ之ヲ取扱フヘシ」「若シ反則ノ者アル時ハ其処分ヲ裁判所ニ求ムヘシ」「訴廷ニ於テノ反則ハ裁判官直ニ之ヲ処分シ後検事ニ通知スヘシ」と定められた。そして、「第23条ノ懲罰ヲ受ケタル者アルトキハ其旨ヲ裁判所ノ控所ニ掲示スヘシ」(第25条)とされ、公告制度が新たに設けられている。また、代言人取扱手続第12条では、「代言人ノ処刑処罰ハ其都度検事ヨリ之ヲ司法卿へ上伸スヘシ」「除名ノ時ハ其免許ヲ褫

124 (155) 弁護士会自治の中核である懲戒手続きの分析(1)(横山 實)

奪シテ返納スヘシ」と規定している。また、同第13条では、「検事ハ停業ノ 罰ヲ受ケタル者ノ免許ニ某年月日ヨリ某年月日マテ停業シタル旨ヲ裏書シ検 印ヲ為シテ之ヲ本人ニ下付スヘシ」としている。

ところで、第22条第9号で「私ニ社ヲ結ビ号ヲ設ケ営業ヲ為シタル者」を 懲戒の対象者にしたのは、代言人が、反政府運動のために私的に結社することを禁じるためであった。具体的には、「明治7年(1874年)からおこった 北洲舎(島本仲道)、法律学舎(元田直ら)、講法学舎(大井憲太郎ら)、 ……の代言学舎を禁圧する」ものであった(森長、1884年、186頁)。これら の学舎は、法律の研究およびその教授で代言人を養成することに寄与してい たが、改正代言人規則の制定後に、閉鎖に追い込まれたのである。これは、 藩閥政府の存続のための方策である。「代言人の団体は、本来は自主、自律 の団体であり、人権擁護にあたって所属代言人をまもり、また団体活動をす る団体であらねばならぬ。しかし、代言人組合は、前記のような事項(改正 代言人規則第14条で規定する事項)の監督取締の団体であった」のである (森長、1984年、185頁)。

10. 代言人組合の創立と内紛

監督権に基づく検事の介入は、早くも東京代言人組合の創立にあたっての内紛で目撃された。東京の代言人たちは、星享ら司法省附属代言人を加入させるべきかどうかについて議論し、加入させるべきでないという結論を得て規則をつくった。それを受け取った検事は、検討した結果、1880年(明治13年)6月25日には、加入すべきとして差し戻している(奥平、312頁)。そこで、東京の代言人たちは、それをふまえた規則を策定し、検事に照閲してもらい、同年7月31日になってやっと認許を得ている。これが、代言人組合、更には弁護士会における内紛の始まりであるが、内紛は第2次大戦の終了まで続いたのである。その内紛を考慮すると、戦前の弁護士会は、自治の獲得を主張したのであるが、自治を行使できる当事者能力を持っていたかが疑わ

れるのである。

厳しい内紛を経て制定された東京代言人組合の規則は、41条からなり、当 時の組合員数は120人であった。各地でも続々と代言人組合規則が制定され たけれども、大阪の規則(9月3日制定で、組合員数は58人)が最長で63 条、仙台の規則(7月26日に制定で、組合員数は30人)が最短で14条であつ た (奥平、322頁)。

11. 東京代言人組合規則

東京代言人組合規則では、第6款で組合員の「品行」に関する規定を置い ている(奥平、318頁)。つまり、「方正謹勅ヲ旨トシ苟モ風儀ヲ紊乱スヘキ 行為ヲナスヘカラス | 「業務ヲ執ルニ清廉実意ヲ以テシ苟モ其名誉ヲ害スル 行為ヲナスヘカラス | 「詞訴担任中掛リ裁判官ト私ニ相会スヘカラス | と規 定していた。また、第8款「業務」では、組合員の義務として、詞訟の依頼 を受けた時は、「正意ヲ旨トシ」依頼人本人の権利を捏造するようなことを してはならないと規定している(第32条)。また、第34条では、引き受けた 事件は速やかに取り扱い、「故ナク遷延スへカラス」とし、第35条では、「訟 延二於テ妄リニ言詞ヲ変更スヘカラス | としている。第36条では、担当事件 の秘守義務を規定している。また、第33条では、「速ニ謝金及入費ノ額其他 ノ条款ヲ明記シタル約定書ヲ領収スヘシ | とうたっている。第9款「謝金 | では、謝金表を掲げている。主件の金額を基準にして、4段階で謝金の最高 額を決めている。それによれば、最低ランクの「500円未満」は25%以下、 最高ランクの「5000円以上」は10%以下となっていた。謝金の額は、地方差 が見られた。たとえば、仙台の規則では、謝金表は5段階で、最低ランクの 「50円以下」は20%以下、最高ランクの「5000円以上」は 5 %以下となって いた(奥平、323頁)。この謝金表は、代言人が暴利をむさぼることを防止す るためである。なお、この謝金表からは、代言人の依頼人の多くは、企業や 資産家であったことが読み取れる。

東京代言人組合は、1881年(明治14年)5月に、組合創立以来会費を納めていない数名の会員に対して、会長名で検事に取締規則第22条第1項違反として告発している(奥平、340頁)。それに対して、東京裁判所は、東京代言人組合規則の「第6条ニ違背スルト雖モ該條ハ議会(組合の総会)ニ於テ定メタル単ニ章程」であるとして、代言人規則第22条第1項違反として懲罰する対象ではないとしている。これは、組合の議会で決めた会則を「単ニ章程」とみなして無視するものであり、組合自治の完全な否定を示すものである。当時の東京代言人組合は、内部分裂もあり、それに対して抗議することはできなかったのである。

12. 1880年代の代言人の活動

治罪法(明治13年太政官布告37号)では、第266条において、「被告人ハ弁論ノ為メ弁護人ヲ用フルコトヲ得」として、弁護人選任権を認めていた。それどころか、第378条では、重罪については職権による弁護人選任を規定しており、また、第381条では、重罪の事件で弁護人がつかない場合には、裁判言い渡しを無効にしていた。そこで、1882年(明治15年)1月1日からそれを施行する前に、弁護人体制を整える必要があった。しかし、裁判所は代言人に対して不信感を抱いていたので、代言人組合で予め選んだものだけに、重罪事件の弁護をさせることにした。そこで、東京代言人組合は、投票によって、16名を予選している(森長、1984年、191頁)。

治罪法が施行された後、自由民権運動が激化して、福島事件(1882年)、 高田事件(1883年)、加波山事件(1884年)、秩父事件(1884年)、大阪事件(1885年)などが起こっている。これらの事件の裁判では、星享、大井健太郎(大阪事件では被告人)などの代言人が法廷で弁護人として活躍した。福島事件、大阪事件などでは、公判傍聴記が刊行されたので、代言人の活動が世の注目を集めることになった(森長、1984年、191頁)。これが、後の刑事事件における弁護士による法廷闘争へと発展していった。 他方では、自由民権運動に関与する代言人や、運動に関与した刑事被告人ために弁護人として活躍する代言人への弾圧は、強化されていった。その象徴的な事件が、1884年(明治17年)の星享官吏侮辱事件である。星享は、イギリスでバリスターの称号を得ている自由民権運動の闘士であったが、彼は、1884年(明治17年)9月20日に、新潟における政談演説会の演説中に逮捕された(森長、1979年、93頁)。同年12月18日には、この演説で三条太政大臣をはじめとした政府の要人を侮辱したとして、有罪判決を受け、重禁錮6月、罰金40円の刑罰とともに、代言人の資格を剝奪されている。

代言人への弾圧は強化されたが、代言人は、国事犯事件での弁護活動を活発におこなっていた。その最たる例は、1887年(明治20年)5月から始まった自由党大阪事件の統一公判においてみられる。この事件は、国事犯事件として取り扱われ、第一審は大阪公訴院となった。弁護人して参加したのは、大阪の代言人組合所属の多数の代言人の他に、板倉中(千葉)、山田泰造(東京)、小林幸二郎(八王子)、石黒涌二郎(岡山)、横田虎彦(鹿児島)、戸田猛馬(高知)たちであった(森長、1979年、239頁)。また、代言人の資格を剝奪された星享も、治罪法266条但し書きに基づいて、裁判所の許可を得て弁護団に加わっている。この公判への人々の関心は高く、同年5月25日の第1回公判の際には、午前3時頃から裁判所の門前には傍聴希望者が押しかけていた。

刑事政策の面で注目されるのは、大阪代言人組合の渋川忠三郎が、被告人落合寅市の弁護の際に、大阪府(堀川)監獄の罪石問題を暴露したことである(森長、1979年、242頁)。同監獄では、1887年(明治20年)4月1日より、懲らしめのために、6~17貫の石を囚人に持たせて歩かせていた。秩父事件で収監された落合は、既決囚として、はじめは15貫の石、その後は公訴状送達までの間、12貫の石を持たされて、毎日、2時間、歩行させられたという。渋川は、これによって、落合の首がねじれたり、足が立たなくなったりしたら、弁護活動に支障をきたすと、同年7月22日の法廷で暴露したのである。その暴露の後の8月29日には、大阪代言人組合の代言人有志50名が連

128 (151) 弁護士会自治の中核である懲戒手続きの分析(1)(横山 實)

署して、司法、外務、内務の三人の大臣に、罪石の廃止を請願した。その請願は受け入れられて、罪石は直ちに廃止された。これは請願という形をとっているが、代言人組合(弁護士会)の政策提言の始まりといえる。

13. 1887年の保安条例による弾圧

過激な事件が鎮圧されて、自由民権運動は一時沈静化したが、1887年(明治20年)10月には、片岡健吉が元老院に提出した建白書をきっかけとして、政治運動が再び活発化した。それは、外交の回復、地租の軽減、言論の自由を要求していたので、三大建白書運動と呼ばれた。ちょうど、後藤象二郎による民権派の大同団結運動がおこなわれていたので、政府批判の声が高まった。そこで、政府は、同年12月25日に、7条からなる保安条例(明治20年勅令第67号)を発布し、それを即日施行した。

保安条例の第1条は、秘密結社または集会の取り締まりを規定し、第3条は、内乱を陰謀し、または、治安を妨害する目的でおこなう文書印刷の取り締まりを規定していた。第4条に基づいて、警視総監、地方長官または内務大臣の許可の下で、内乱の陰謀・教唆、治安の妨害をするおそれのある者、つまり、民権派の者を、皇居から3里(11.8km)以内の地域への退去を命じることが可能となった。また、退出させられた者は、3年以内の間その範囲の地域への出入りや、そこにおける居住を禁止された。三大建白書運動は、請願運動と大臣への面会要求だけであったにもかかわらず、山懸有朋内務大臣が、保安条例に基づいて退去すべきものとして認可した人は、452名に及んだ(森長、1979年、176頁)。この条例は、即日施行であったので、三大建白書運動に参加するために地方から上京していた者は、2日後の12月27日の午後3時までに、東京に住居を持っている者は、12月31日の午後3時までに、退去するように命じられたのである。多くの者は、警察の監視の下で、期限前に退去したが、片岡健吉たち、三大建白書運動の筋金入りの指導者たちは、退去を拒んで、刑罰を科せられた。片岡の場合には、退去を拒んだの

で、まず拘留処分を受けた(森長、1879年、279頁)。そして、27日の午後3時を過ぎた直後に、検事に起訴された。同日の午後5時には、東京始審裁判所に連れていかれて、弁護人選任の機会を与えられず、軽禁錮2年6か月と監視2年の有罪判決を受けた。これは、反政府活動をしている人々に対する一網打尽の人権蹂躙の原型といえる。

14. 代言人の地位の改善

代言人たちは組合を結成したので、組合として地位向上に取り組んだ。たとえば、1886年(明治19年)5月28日には、東京代言人組合は、その地位向上について、大審院、東京控訴院および東京始審裁判所に請願をしている(奥平、492頁)。その内容は、第1に、召喚状は少なくとも5日前に発付すること、第2に、対審の召喚状は午前、午後の区別をすること、第3に、刑事代言を選任する際には、唯選任状を送付するか、代人にして受け取ること、第4に、代言人に限りご門出入りの名刺を廃止すること、第5に、代言人の控所を通常の訴訟人の控所と区別して設けること、第6に、代言人が自分のために用いる車馬に限って構内の差支えない場所に置くことを許すことである。これに対しては、大審院、東京控訴院および東京始審裁判所所がそれぞれ指令として回答している。大審院は、第1点は5日前でなく3日前として認めること、第2点は認めること、第3点は代人を遣わすのは結構であること、第4点および第5点は請願の通り認めること、第6点は場所が狭いことを理由に拒否をしている。

代言人の待遇改善は、1888年(明治21年)になると、イギリスの事情を見てきた岡村輝彦が所長であった横浜始審裁判所において進展した(森長、1984年、189頁)。同年8月には、代言人の氏名を呼び捨てにする慣例を廃止し、翌年の11月には、代言人が乗馬車で裁判所の門内に出入りすることを許している。それが契機となり、他の裁判所においても、乗馬車で裁判所の門内に出入りすることを許し、門鑑を廃止し、代言人の氏名を呼び捨てにする

130 (149) 弁護士会自治の中核である懲戒手続きの分析(1)(横山 實) 慣例を改めている。

それでも、代言人の地位は、判事や検事に比べて低かった。1889年(明治 22年)2月11日には、大日本帝国憲法の発布式が盛大に挙行されたが、代言 人は誰一人として招待を受けなかった(森長、1984年、189頁)。

なお、憲法の発布を祝って、大赦が実施された。それにより、保安条例に基づいて実刑を科せられた片岡らの政治犯は、石川島監獄で服役していたが、皆赦免された(森長、1979年、280頁)。星享も、罪が赦免されて代言人の資格を復活している。この大赦は、天皇の慈悲を名目として、行き過ぎた政治犯の弾圧を微調整したものといえる。

15. 代言人の政界進出

1877年(明治10年)の西南の役が終わった後も、不満士族による自由民権 運動は持続した。翌年には、府県会規則が布告されて、制限選挙ではあった が、初の地方議会選挙が実施された。その選挙により、地方の名士であった 代言人も、議員に選ばれた。

1881年(明治14年)10月12日には、明治天皇の詔勅として「国会開設の詔」が出された。その詔では、1890年(明治23年)を期して、議員を召して国会を開設すること、欽定憲法を定めることがうたわれていた。そこで、山懸有朋内閣の下で、1890年(明治23年)7月1日に第1回の帝国議会(衆議院)議員の選挙が実施された。被選挙権を有する者は、直接国税15円以上を納税した満25歳以上の男性であり、全人口の1.13%に過ぎなかった。皇族と華族は、衆議院議員選挙には立候補できなかった。この選挙には、有産の代言人が立候補して、高梨哲四郎、山田泰造、板倉中など、多数の者が当選している。彼らの多くは、野党の立憲自由党に所属し、民権確立のために積極的に議会活動をした。それは、代言人の社会的地位の向上に寄与した。ただし、各地の代言人組合では、主導権争いも見られるようになり、例えば、1889年(明治22年)には、東京代言人組合は、新旧二組合に分裂している。

16. 弁護士法案

1889年(明治22年) 2 月11日に大日本帝国憲法が発布されたのに対応し て、裁判所構成法(明治23年法律第6号)が公布された。裁判所のシステム は、区裁判所、地方裁判所、控訴院および大審院の4種類で構成されて、三 審制を取ることが明示された。その上で、第2編では、裁判所および検事局 の官吏の規定が置かれている。判事、検事、裁判所書記、執達吏、廷丁の職 務が規定されたのである。司法行政監督権限は、司法大臣にあった。つま り、第135条では、「司法大臣ハ各裁判所及各檢事局ヲ監督ス」と定めてお り、大審院の院長の権限は、「大審院ヲ監督」するだけであった。司法シス テムにおいて、裁判官の独立は、認められていなかったのである。

政府は、この裁判所構成法案と同時に、弁護士法案を用意した。その法案 は、司法次官箕作麟祥たちが、フランス法を基づいて作成したものであっ た。この法案は、1890年(明治23年)12月4日に貴族院の議事に付された が、この時、司法大臣伯爵山田顕義は、次のように趣旨説明をしている(奥 平、591頁)。「本案の必要なるは、裁判所構成法の趣旨に従ひ、民事訴訟法 刑事訴訟法の規定に原由するものにして、即ち憲法57条の結果なり。国民の 身体及び権利を保護するは、独り裁判官の保護の下に立ち、内に之を為すの みならず、外に弁護士の学識経験に富み、道徳廉恥を重んじ、当事者の権利 を維持するにあり。裁判官弁護士相須て始めて能く司法事務の完全するな り。因って弁護士の資格を厳正にし其権利を保護し、其位置を尊重し、その 行為を監督するは、国家の必要にして欠くべからざるものなり」。この法案 は、フランス法に基づくとしながらも、国家による弁護士の行為の監督をう たい、弁護士の権利を保障するものではなかった。そこでは、大審院、控訴 院、地方裁判所の三段階にそれぞれ弁護士を所属させ、それぞれ多額の免許 料と保証金を納めさせるとしていた。そのために代言人の間で反対運動がお こり、帝国議会で議決されなかった(森長、1984年、192頁)。

17. 1893年の弁護士法

代言人出身の衆議院議員の努力もあり、1893年(明治26年)になってやっと、弁護士法(明治26年3月4日法律第7号)が制定された。この法律により、「代言人」の名称は、「弁護士」に改められた。弁護士登録料20円の支払いを定めているが、三段階への弁護士の所属、それに応じた免許料や保証金は、法律に盛り込まれなかった。弁護士法の第2条では、弁護士の資格要件を、①「日本臣民」、②「民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子」、③「弁護士試験及第」と定めている。国籍条項が入ったことが注目される。明治20年代前半は、政府の欧化主義を批判する勢力が台頭し始めており、明治22年から25年にかけては、民法典論争が生じている。国家主義の勃興を反映して、国籍条項が入れられたと思われる。

第5条では、①「重罪犯」、②「不敬罪、偽造罪、偽証罪、賄賂罪、誣告罪、窃盗罪、詐欺取財罪、費消罪、等々の犯人」、③「公権停止者」、④「破産・家資分散者、身代限(強制執行による債務弁済)処分者」と4つの絶対的欠格事由を規定している。ただし、重罪犯のうち、国事犯で復権した者は、除かれている。これは、自由民権運動で有罪になった代言人が、大日本帝国憲法の発布に伴う大赦で罪が許されたことをふまえて、絶対的欠格事由の例外にしたものである。また、資本主義経済が発展してきたので、経済活動で破綻した者に対しては、経済秩序を乱したとして厳しい制裁を加えるようになったので、代言人になる道を永久に閉ざしている。

弁護士法が制定された後、弁護士試験規則(明治26年5月12日司法省令第9号)が発せられている。その規則の第1条によれば、弁護士試験は、毎年1回実施することになった。司法大臣は、3か月以前に、官報で実施日を広告することになった。司法大臣は、試験実施毎に、判事、検事、司法省高等官の中から、試験委員長と委員を任命することになっていた。官尊民卑の時代だったので、弁護士が委員長や委員になることは想定していなかったので

ある。

試験志願者は、願書に履歴書などを添えて、「試験ヲ受クヘキ裁判所ノ検 事局ヲ経由シテ之ヲ試験委員長ニ差出ス|ことが要求された。試験手数料10 円は、登記印紙を買い求め、それを願書に添付することで支払われた。試験 は、筆記試験と口述試験の二様で実施された。筆記試験は、各控訴院で行う ことが原則であったが、事情により、地方裁判所で実施することもできた。 試験科目は、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目であっ た。筆記試験に合格した者は、司法省で口述試験を受けた。上記5科目のう ち、少なくとも3科目について、口述試験が実施された。試験の後は、試験 委員長が、試験の成績と及第者の氏名を、司法大臣に報告した。司法大臣 は、それを官報で公告してから、試験及第者に及第証書を授与した。この弁 護士試験は、有産階級の者しか志願できず、しかも、合格率は5%程度であ った。それゆえに、この試験に合格した弁護士は、最高レベルの資格を持つ 者とみなされるようになっていった。

弁護士法においても、弁護士および弁護士会は、検事正の強い監督下に置 かれた (森長、1984年、192頁)。弁護士会の活動の規制は厳しく、弁護士会 で議することができる事項は、①「法律命令又ハ弁護士会会則ニ規定シタル 事項 |、②「司法大臣又ハ裁判所ヨリ諮問シタル事項 |、③「司法上若クハ弁 護士ノ利害ニ関シ司法大臣又ハ裁判所ニ建議スル事項」と定められていた。 しかも、弁護士会の会則は、司法大臣の認可を得なければならかった。弁護 士会の総会および常議員会の開催に際しては、その場所と議題を、あらかじ め検事正に届けることが義務付けられていた。第29条では、「検事正ハ弁護 士会ノ会場ニ臨席スルコトヲ得又会議ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得 と規 定し、さらには、第30条で、弁護士会に於ける議事決議への無効宣言權と、 議事停止権を、司法大臣に与えていた。

弁護士の懲戒については、弁護士会会長の申請あるいは検事正の職権で手 続きを始めることができた。そのいずれの場合でも、検事長が訴追官とな り、判事懲戒法に基づいて、控訴院内の懲戒裁判所において審査された。当 134 (145) 弁護士会自治の中核である懲戒手続きの分析(1)(横山 實) 時、弁護士会の自治は、司法大臣の指揮下にある検事によって、抑え込まれたのである。

18. 日本弁護士協会の誕生

弁護士の在野精神は発展しており、1896年(明治29年)6月には、鳩山和夫、菊池武夫、磯部四郎、岸本辰雄たちが発起人となって、日本弁護士協会が設立されている。その設立趣旨は、全国規模の弁護士会員の親交、司法制度の発達、法律応用の適正を目指すことであった。その本音は、検事正の弁護士会への監視を逃れて、「自由に法律や司法制度を批判し、無能な司法官を論評するために」設立されたのである(森長、1984年、232頁)。弁護士出身の有力な衆議員議員も、日本弁護士協会に加わったので、協会の活動の社会的影響は拡大していった。

政府は、弁護士会の存在を無理できなくなっていった。1897年(明治30年)の刑法改正に関する諮問を皮切りとして、司法大臣は、裁判所構成法や 民事訴訟法の改正などについて、各地弁護士会に諮問するようになった。弁 護士会も、それに応えて、意見書を提出している。このようにして、弁護士 会は、社会的影響力を増していった。

1900年(明治33年)4月には、日本弁護士協会は、大阪で臨時総会を開き、「弁護士会ヲ自治体トスル議案」を可決している。また、裁判官の独立のために裁判官を司法大臣の監督下に置く制度を廃止することも可決している。前者の提案については原嘉道が、後者の提案については花井卓蔵が、説明している。

1903年(明治36年)に京都で開かれた臨時総会では、再度、弁護士会を自 治体とする決議を行っている。そこでは、弁護士会の会則は、司法大臣への 届出でよいとしていた。懲戒については、弁護士会の総会で、懲戒委員とそ の補充委員をあらかじめ決めておくと提案した。そして、弁護士法あるいは 弁護士会会則に違背する行為があるときは、弁護士会会長が、総会または常 議員会に諮って、懲戒の申し立てをする。懲戒委員による審判に不服がある 者は、大審院における懲戒裁判所に抗告できる。つまり、懲戒手続きの整備 を視野に入れて、弁護士自治の確立を求めたのである。

1907年(明治40年)には、司法省は、定員40名の法律取調委員を委嘱した が、三好退蔵、磯部四郎、菊池武夫、高木豊三、鳩山和夫、岸本辰雄、江木 衷、原嘉道、関直彦、元田肇、花井卓蔵たちが、委員に委嘱されている(森 長、1984年、194頁)。法曹界における専門家としての弁護士の地位が、やっ と認められるようになったのである。

19. 社会主義の勃興と幸徳秋水等大逆事件

司法省に所属する判事と検事は、明治中期以降、強力な権限を把握して、 天皇制国家の中で、中枢的な地位を獲得していくことになる。清水誠は、こ れを「権力的法曹の流れ」と称している(清水、7頁)。そして、自由民権 運動の延長線上で、国民のための裁判を唱えた弁護士たちを、「国民 | 法曹 の流れと称している。「国民 | 法曹の流れに位置していた弁護士たちは、そ の後、特権階級化するようになり、国家体制の側で活動していくことにな る。ただし、「半封建的な日本資本主義では、なお官僚政治が優先して、デ モクラシーを本質とする弁護士が経済界で活躍する余地はなかったのであ る | (森長、1984年、196頁)。

ところで、資本主義経済が展開するようになり、また、マルクス主義が日 本にも知られるようになり、労働者運動が勃発する。1897年(明治30年)12 月には、労働者運動の草分けとして、108名の鉄工(機械工)が、労働組合 期成会鉄工組合を結成している。また、足尾鉱毒問題が、社会的に大きな注 目を集めるようになる。無産階級や鉱毒被害者ための弁護活動は、反体制的 な色合いを帯びているので、「国民 | 法曹の流れの弁護士の多くは、関与し たがらなくなる。そのような中で、第3の流れとして、少数の弁護士が、 「天阜制国家権力を批判し、これに反抗し、抵抗した|第三の法曹の流れを

形成することになった(清水、7頁)。自ら社会主義者と称していた木下尚 江、牧野充安、山崎今朝弥が、その流れに位置する代表的な弁護士であ (15) った。

1910年(明治43年)には、幸徳秋水等大逆事件が発生した。天皇制国家主 義を批判していた社会主義者である宮下太吉たち4名が、明治天皇の暗殺を 計画していた。検察当局はスパイを潜入させて、その計画を察知して、同年 5月25日に、長野県で宮下を爆裂弾製造所持の嫌疑で逮捕した。それを契機 として、幸徳秋水をはじめとして多数の社会主義者や無政府主義者を、大逆 罪の嫌疑で逮捕した。26名を被告とする裁判は、同年12月10日から、大審院 特別刑事部の非公開の特別法廷で行われた。ここでは、磯部四郎、花井卓 蔵、今村力三郎など11名の弁護士が弁護人となった(森長、1984年、11-12 頁)。12月29日までの短期間で、6回の公判を開いたが、証人の喚問は許さ れなかった。12月25日の検事の論告において、平沼麒一郎大審院検事は、 「被告人ハ無政府主義者ニシテ、其信念ヲ遂行スルノ為大逆罪ヲ謀ル、動機 ハ信念ナリーと述べている。平沼の論告は、犯罪事実に基づくというより も、社会主義や無政府主義の信念を罰するという検察当局の立場を表明して いた。松室致検事総長は、その論告の後で、全員に死刑を求刑した。12月27 日からは弁護人の弁論が行われた。弁護人たちは、十分に弁護する時間が与 えられず、12月29日には結審している。そして、翌年の1月18日には、裁判 官は、東京地裁の3人の判事が作成した予審調書のみを証拠として大逆罪で 有罪と認定し、幸徳たち24人には死刑を科した。しかも、大審院で審理され たので、控訴や上告は許されなかった。しかし、権力法曹の人々も、さすが に苛酷すぎると思ったのか、翌日には、天皇の慈悲という名目で、12名の死 刑を無期刑に減刑した。人々からの批判を逃れるために、早くも1月24日に は、幸徳秋水たち11名の死刑を執行し、翌日には、管野スガを処刑してい る。清水誠は、この事件を、「日本司法の容易に拭いえない原罪としての意 味 | を持つと厳しく指弾している(清水、9頁)。

20. 大正デモクラシーのもとでの弁護士の活動

大正時代には、普選運動、女性解放運動、部落差別解放運動、大学の自治 権獲得運動などが起こった。このデモクラシー運動の中で、「国民 | 法曹で ある弁護士たちは、人権擁護思想のもとで、司法官僚に対抗する動きを見せ た。その象徴的な事件が、1918年(大正7年)の京都豚箱事件である(清 水、23頁)。この事件では、ある議案を京都府会で通過されるために、1916 年(大正5年)の冬に贈収賄したということで、2年後に突然、木内重四郎 知事をはじめとした府庁幹部、府会議長たち、40余名が逮捕されている。捜 査、起訴、予審の過程で、苛酷な人権蹂躙が行われて、1名を除くすべての 者が、自白に追い込まれた。その人権蹂躙行為とは、深夜における逮捕、徹 夜におよぶ訊問、悪罵威嚇による自白強要などであった。特に注目されたの は、担当検事が次々と訊問する際に、待たせておく被疑者を狭い板塀の囲い の中に、長時間閉じ込めていたことである。既決囚を待たせるためのこの板 塀の囲いは、「豚箱」と呼ばれていたので、この事件は、京都豚箱事件と呼 ばれることになった。1919年(大正8年)10月22日に開始された公判廷で は、虚偽の自白に追い込まれた被告人全員が、警察官、検事、予審判事によ る人権蹂躙行為を暴露し、自白内容を否認した。また、花井卓蔵、高木益太 郎、原嘉道たちは、被告人の弁護人として、法廷において活躍した。その結 果、議案通過関係の贈収賄については、すべて無罪となった。日本弁護士協 会は、この事件を問題視して、今村力三郎、岸清一たち30名を調査委員に選 任した。調査委員は、京都弁護士会と協力して、調査に当たり、この事件に おける検事の人権蹂躙行為を明らかにした。府会での究明や世論の盛り上が りもあったので、1920年(大正9年)7月には、担当検事4名が譴責処分を 受けた。また、大阪控訴院検事長の小林芳郎は、辞任に追い込まれた。しか し、譴責という軽い処分でわかるように、権力法曹は、仲間の検事による人 権蹂躙を、真摯には受け止めていなかった。

21. 弁護士会の分裂

1893年に制定された弁護士法では、第18条において、1地方裁判所管内に 1つの弁護士会を置くと定めていた。ところが、弁護士会では、特に、大規 模弁護士会では、弁護士の主導権争いがからんで、内紛が絶えなかった。特 にひどかったのは、東京弁護士会で、その創立の時から、役員選挙のたびに 会派による熾烈な選挙運動が繰り広げられていた(森長、1984年、200頁)。 そして、とうとう1923年(大正12年)には、東京弁護士会の弁護士の一部 が、国会に働きかけて、弁護士法第18条を改正してしまった。改正された第 18条は、1管内の弁護士が300人以上のところでは、100人以上の弁護士が同 意すれば、別の弁護士会を作ることを認めたのである。当時は、東京弁護士 会の内部には、世代間の対立があり、年配の弁護士たちが、この改正第18条 に基づいて、東京弁護士会から脱退して、第1東京弁護士会を結成した。こ の余波は、任意団体の日本法律家協会にも及んだ。半数近くの弁護士会員が そこを脱退して、第1東京弁護士会を結成した弁護士が中心となって、帝国 法律家協会が結成されたのである。さらには、3年後には、不満を持つ東京 の弁護士たちが、所属する2つの弁護士会から脱退して、第2東京弁護士会 を結成した。弁護士による内紛は、終戦に至るまで続いたのであり、弁護士 会が、団体として自治を行使する当事者能力を持つのか、という疑問を抱か せるものであった。

22. 1923年の弁護士試験の改正

1923年(大正12年)には、弁護士試験は、「高等文官試験 司法科」として実施されることになった。これは、判事および検事と同じ資格試験なので、試験問題は格段に難しくなった。そこで、従来の弁護士試験受験者の既得権を保護することになり、「司法官試補及弁護士ノ資格ニ関スル件」(大正

12年法律第52号)を制定して、特例として、これまで弁護士試験の受験を出願した者には、1937年(昭和12年)末(その後、それは延期されて1941年末)までに試験に合格すれば、弁護士になれるとした(大野、92頁)。そこで、当局は、彼らに対する試験基準を甘くしたので、大量の弁護士が生じた。つまり、弁護士数は、1922年(大正11年)10月現在の3,914名から、1年後には5,266名へと増加した。

丁度、日本は、第1次大戦終了後の「1920年恐慌」の下にあったので、弁護士の生活は困窮した。そこで、質的に劣る弁護士が増えたこともあり、社会の非難を浴びるような弁護士の非行が生じるようになった。弁護士会は、非行を犯した弁護士については、懲戒裁判所で下される懲戒処分に依拠せざるを得なかったのである。

23. 治安維持法の制定

大正時代には、弁護士の活動が広く展開された。社会主義者を自認していた山崎今朝弥は、1913年(大正2年)には東京法律事務所を設立したが、これは合同法律事務所の先駆けである。そして、3年後には、平民法律所を設立している。また、1921年(大正10年)には、神戸における労働争議の弾圧に対する調査団が契機となって結成された自由法曹団に、布施辰治や牧野充安たちとともに参加している。

しかし、当局は、自由法曹団に所属する弁護士を、懲戒という手段を使って、弾圧を始めている。例えば、1922年(大正11年)には、山崎今朝弥は、新聞紙法違反被告事件の弁護士として、第2審の有罪の言渡を不服として、上告趣意書を大審院に提出した。その中には、「全国の司法官は、……有罪判決に関与したる判事……三名を除くの外、皆な偉大なる低能児の化石なり」と書かれてあった。そこで、検察官が懲戒の申し立てをした結果、東京控訴院の3名からなる懲戒裁判所では、「被告今朝彌を停職四月に処す」と判決を出している。つまり、山崎が書いた「……低能児の化石なり」の表現

は、上告趣意書として甚しく不謹慎なる言辞を弄したもので、其行為は弁護士の体面を汚すべきものである断定して、東京弁護士会々則第39条に該当するので、弁護士法第33条第3号を適用し主文の如く判決するとしたのである。ここ事案における懲戒権は、検察・司法当局が、反政府的運動を支援する弁護士への懲らしめとして行使されている。

左翼に属する弁護士への弾圧は、1925年(大正14年)に治安維持法が制定されて、更に厳しくなった。治安維持法の主なターゲットは、共産党であった。共産党員の一斉検挙では、1928年(昭和3年)3月15日には約1,600人を逮捕している(3・15事件)。その後、3・15事件で逮捕を逃れた幹部を捕まえて、拷問にかけた上で共産党員や支持者の名簿を得て、翌年の4月16日には5,000人近くの者を検挙している(4・16事件)。このようにして共産党員として検挙され、治安維持法違反で実刑判決を受けた弁護士には、徳(22)

共産党員でない布施辰治や牧野充安たちは、3・15事件や4・16事件について法廷闘争するために、1931年(昭和6年)には、解放運動犠牲者救護弁護士団を結成している(森長、1984年、205頁)。布施は、その弁護団のリーダーとして、3・15事件の被告人のために大阪の法廷で弁護活動を行った。しかし、その弁護活動が逸脱しているという理由で、東京控訴院の懲戒裁判所に起訴されて、1932年(昭和7年)には、弁護士としては極刑の「除名」が、宣告されている。

弾圧が厳しくなったので、1933年(昭和8年)1月には、解放運動犠牲者 救護弁護士団は、全農全国会議弁護士団と合体して、日本労農弁護士団に組 織替えしている。しかし、当局は、これも国体を脅かす団体とみなし、直ち に、日本労農弁護士団に所属している弁護士を一斉に逮捕した。逮捕された 19名のうち、18名が治安維持法違反で執行猶予付きの有罪判決を受けたが、 布施辰治だけは実刑判決を受け、1年余ほど、千葉刑務所に服役している。 このような弾圧を受けて、第三の抵抗法曹の流れは、戦時体制の確立過程で 消滅していったのである。

24. 1933年の弁護士法改正

弁護士自治の確立という視点から、弁護士法改正に最も熱心に取り組んだのは、東京弁護士会であった。1913年(大正2年)には、東京弁護士会は、総会において、弁護士法改正のための委員を委嘱していた。委員たちの努力により、1924年(大正13年)になってようやく二つの案が発表されている(森長、1984年、234頁)。第一案は、弁護士会が独自の懲戒委員会を設けることにし、その委員会は、検事正および司法大臣からの監督を受けないとするものであった。第二案は、弁護士会としては日本弁護士会のみが存在し、各地方裁判所所管内に、その傘下の支部を置くとするものであった。そして、司法大臣は、日本弁護士会のみを監督し、日本弁護士会が各支部を監督すると提案していた。

その後、司法省内でも、弁護士法改正の作業が行われるようになり、司法省は、1927年(昭和2年)には弁護士法改正要綱、1931年(昭和6年)および翌年に、改正案を発表している。このような経過を経て、やっと1933年(昭和8年)になって、改正弁護士法と法律事務取扱いに関する法律が公布され、1936年(昭和11年)から施行された(大野、81頁)。その法律の特色は、第1に訴訟以外の法律事務も弁護士の職務にしたこと、第2に女性に弁護士資格を認めたこと、第3に弁護士試補制度を採用したこと、第4に弁護士会が法人となり、その監督が検事正から司法大臣に代わったことである。また、弁護士の質を向上させるために、弁護士試験に合格した弁護士試補に対して、1年6か月の実務実習を科すことにした。

懲戒手続きについては、弁護士会が独自に会員の弁護士に懲戒処分を決めることは認めらなかった。懲戒制度は、検事長が司法大臣の命により、または、その認可を得て、懲戒申し立てを行う。控訴院の懲戒裁判所は、その申し立てを受けて、懲戒の当否とその程度を決定する。このような制度だったので、弁護士会は、司法大臣または検事長に懲戒を求める申告ができるに過

142(137) 弁護士会自治の中核である懲戒手続きの分析(1)(横山 實)

ぎなかった。なお、法律事務取扱いに関する法律では、非弁護士活動を禁止し、その違反者には、1年以下の禁錮または1,000円以下の罰金を科すことにしている。これによって、弁護士の仕事は、訴訟以外の法律事務も職務に認めらたこともあり、独占的な専門職という性格を帯びることになった。

25. 戦時体制下での弁護士活動

戦争がエスカレートするとともに、弁護士会も弁護士も、国家総動員体制に組み込まれていった。しかし、気骨ある弁護士は、その総動員体制作りに抵抗する人々のために、法廷において弁護活動をした。その一人が、自由主義者の弁護士の海野普吉である。

戦時体制が強化されるにつれて、捜査当局は、左翼的活動をしているとみなした研究者たちを、治安維持法違反で検挙するようになった。そこで、海野普吉は、戸崎潤、岡邦雄らの唯物研究会事件(1938年)、勝間田清一、稲葉秀三らの企画院事件(1939-1941年)、細川嘉六らの横浜事件(1942-1945年)といった治安維持法事件を、集中的に受任して弁護したのである(森長、1984年、139頁)。

これらの事件では、無罪を獲得できなかったが、1942年(昭和17年)に実施した衆議院選挙に関する不敬罪事件および選挙無効の訴えの事件では、気骨ある裁判官が、無罪や原告勝訴を宣告している。その特筆すべき二つの事例は、以下のとおりである。

東条英機首相は、1941年(昭和16年)12月8日の真珠湾攻撃で太平洋戦争を始めた後、戦争遂行のため、より強固な翼賛体制を確立することを狙って、翌年に、衆議院議員選挙を実施することにした。彼は、翼賛体制確立に賛同する議員や軍の幹部などをけしかけて、「翼賛政治体制協議会(翼協)」を作らせた。翼協は、政府にたてつく議員や元議員などを外して、議員定数と同じ466人を「推薦候補」と認めた。そして、衆議院議員選挙は、政府および翼協の選挙妨害のうちに、4月30日に投票が行われた。

第一の事例は、尾崎行雄の不敬事件である。尾崎は、第1回衆議院選挙以 来の国会議員であったので、立憲政治を守るために、東条内閣に対して、翼 賛選挙の中止を求める公開意見書を提出した。それが聞き入れられなかった ので、彼は、各地の非推薦候補者の応援演説を行った。彼は、田川大吉郎の 応援演説の中で、「売家と唐様で書く三代目」という川柳を引用した。政府 は、これを昭和天皇に対する不敬だとして、告発したのである。この告発を 受けて、東京地検は、4月23日に尾崎を取り調べて、一晩、巣鴨拘置所に留 置した。尾崎は、翼協による選挙妨害を受けたが、かろうじて3位で当選を 果たした。しかし、起訴されたので、鵜澤總明と海野普吉が、法廷で尾崎の ために弁護活動を行った。両弁護士の弁護活動にもかかわらず、同年12月21 日には、東京地方裁判所は、尾崎に対して懲役8か月執行猶予2年の有罪判 決を下した。尾崎は、この判決を不服として、大審院に上告した(当時は、 戦時刑事特別法によって二審制を採用していた)。その上告を受けて、三宅 正太郎を裁判長とする大審院第3部刑事部で審議が行われた。その結果、 1944年(昭和19年) 6 月29日になって、大審院第3部刑事部は「被告人ハ無 罪 | と宣告した。

第2の事例は、選挙無効の訴えに関するものである。政府の後ろ盾で翼協が行った選挙妨害は、全国の選挙区で立候補した非推薦候補に対して、露骨に行われた。それに憤って、選挙の無効の訴えを起こした一人が、鹿児島2区で立候補した富吉永二であった(清永、45頁)。彼は、選挙で惨敗した後、同じ選挙区で落選した3名の非推薦候補者、つまり、尾崎末吉、吉川義雄、下村栄二と連携しながら、誰からどのような妨害を受けたのか、選挙民に対して聞き取り調査をおこなった。彼は、調査結果をまとめ、密かに印刷所に持ってゆき、訴状を作成した。そして、それを東京に持ち込んだ。

富吉の依頼を受けて、東京弁護士会所属の所龍璽が、原告側の代理人となり、訴訟の準備が行われた。当時の法律では、提訴は選挙後30日以内に行われなければならなかったので、大急ぎで準備が行われた。 4 人の原告と弁護士たちは、この規定ぎりぎりの 5 月29日にやっと大審院に提訴できたのであ

144 (135) 弁護士会自治の中核である懲戒手続きの分析(1)(横山 實)

る (当時の選挙無効の訴えは、一審制で行われていた)。その訴状は、吉田 久が裁判長を務める大審院第3民事部が受理した。

吉田と4名の陪審裁判官は、富吉らの訴えをきちんと受け止めて、本土空襲の中、鹿児島県に出張尋問に出かけた。そして、選挙妨害があったかどうかについて、鹿児島県知事をはじめとして、約180名を尋問した。吉田が主宰する最終の法廷は、1945年(昭和20年)3月1日に開催された。そこにおいては、尋問で得た証拠を踏まえて原告の主張がすべて認められて、「選挙ハ之ヲ無効トス」という判決が言い渡された。それは、大審院の建物が空襲で破壊される9日前のことであった。

戦時体制下でも、海野普吉や所龍璽など、気骨ある弁護士は存在していた。しかし、大勢としては、大野正男が指摘するように、「国家権力が一方的に強大となり、社会内の対立する利益と自由の併存が認められなくなり、個人の自由と権利の主張が国家的・社会的な害悪としか考えられないような社会体制のもとにあっては、弁護士はその職業として成り立ちえないもの」になっていた(大野、108-109頁)。

結びに代えて

明治維新以降、治外法権の撤廃のために、西洋の法制度の早急な導入が行われた。そこでは、西洋諸国と同様の弁護士制度も導入しなければならなかった。その制度は、天皇制国家に適合するものとして確立していった。他方、制度を担う人材の養成も、行わなければならなかった。制度を担う多くの者は、江戸時代からの代言人及び代書人であった。そこで、明治時代の初めには、代言人の「質の向上」が求められた。この点では、検察・司法当局による懲戒は、一定の成果をもたらしたと思われる。

他方、代言人が、後には弁護士が、自由民権運動を皮切りに、反体制運動 にかかわりを持つようになると、当局は、それらの代言人(弁護士)を弾圧 するために、懲戒権を乱用するようになる。そこで、戦後になると、その反 省を踏まえて、懲戒権を中核とする弁護士会の自治が、法律によって完璧に 保障されることになる。

ところで、日本弁護十連合会や個別の弁護十会は、その懲戒権を適切に運 用しているのであろうか。現在は、1920年恐慌の時と同様に、大量の弁護士 が、生活を確保できない状況に置かれている。そこでは、弁護士の「非行| に近い逸脱行動が、蔓延しているのではなかろうか。もしそうであるなら ば、弁護士の質の確保のために、弁護士会は、懲戒制度をきちんと運用しな ければならない。もしそれをしなければ、弁護士会が法律で保障されている 完璧な自治は、不当な特権だと人々から批判されることになるだろう。筆者 は、東京弁護士会に対して懲戒請求を2回行ったという個人的経験と、2015 年2月に実施した全国の弁護士会を対象とするアンケートの結果に基づい て、次号では、「現在の弁護士懲戒手続きは機能不全ではないか」という問 題意識で、論稿を書く予定である。

引用文献

大野正男(1970)「職業史としての弁護士および弁護士会の歴史」、大野正男『講座現代 の弁護士2 弁護士の団体 (日本評論社)、1頁~122頁。

奥平昌洪(1914)『日本弁護士史』(厳南堂書店)。本論稿では、復刻された1971年の本 から引用する。

清永聡(2008年)『気骨の判決-東条英機と闘った裁判官』(新潮社)。

佐藤竺(1966)「司法官僚と法制官僚」、潮見俊隆編著『岩波講座 現代法6 現代の法 律家』(岩波書店)、44頁~60頁。

清水誠(1966)「戦前の法律家についての一考察」、潮見俊隆編著『岩波講座 現代法 6 現代の法律家』(岩波書店)、3頁~43頁。

森長英三郎(1979)『裁判 自由民権時代』(日本評論社)。

森長英三郎(1984)「在野法曹八五年小史-人権擁護体制の確立過程」、森長英三郎著 『日本弁護士列伝』(社会思想社)、181頁~236頁。

(1) 原告人は、自ら訴訟を行うか、代言人に代言をしてもらうかは、自由であった。 もし代言人を用いる場合には、訴状の末尾に代言人に依頼したことを記載して、代言 人と連印することが要求された。

- (2) 島本仲道は、江藤新平が創設した司法省で、法大丞、さらには大検事と警保頭を兼ねて、西洋の法制の導入に尽力した。しかし、1973年(明治6年)に征韓論が敗れたとき、江藤司法卿とともに下野している。
- (3) 1875年6月1日の開校の際には、ボアソナードが来訪し、名村泰蔵の通訳で、法律に関する講話をしている(奥平、151頁)。さらに、名村がフランス民法、元田直が刑律、沼間守一がイギリスの法律を講義している。
- (4) 代言人の多くは、出廷する際に、羽織を着ても袴を用いず、はなはだしい場合に は、羽織も袴も着用せず、着物の上に兵児帯をしていた者もいた(奥平、53頁)。
- (5) 1889年(明治22年)に制定された衆議院議員選挙法(明治22年法律第37号)では、満25歳以上の男性で直接国税15円を支払っている有産階級の者だけに選挙権を付与している。
- (6) 第1回の検査は、東京、大阪、神奈川など8カ所の府県で実施されたが、合格者は34名に過ぎなかった(奥平、184頁)。合格者の多くは代言社で学ぶ者だったので、 代言社は、現在の法律予備校のように、繁盛することになった。
- (7) 1885年(明治18年)12月には判事登用規則が制定されている。翌年に第1回の試験が実施されたが、試験問題は刑法と治罪法のほか、イギリス法とフランス法であり、頗る高尚なものであった(奥平、579頁)。この難しい試験は、法律専門家としての判事の社会的地位を高めることになった。
- (8) 東京代言人組合の設立の際の紛争は、星享が設立のリーダーシップを取ろうとしたことへの反発から生じている。
- (9) 苦痛を与えるために罪石を運ばせるという空役は、兵庫および岡山の監獄でも行われていた(奥平、536頁)。なお、筆者は、大坂刑務所を参観した時、構内の片隅に置かれていた罪石を見せてもらっている。
- (10) 第1回選挙の当選者300名のうち、与党が84(大成会79、国民自由党5)、野党が171(立憲自由党130、立憲改進党41)、無所属が45であった。
- (11) 司法大臣山田顕義の下で進められた民法草案の作成は、まず、1888年(明治21年)にはボアソナード担当部分の草案が成立し、1889年(明治22年)には元老院の議決を経て、翌年の1890年の4月に法律28号として公布された。残部についても、同年10月に法律第98号として公布された。両方とも、1893年(明治26年)1月1日から施行されることになった。しかし、その民法に対する反対が生じ、法典論争が生じた。反対論を象徴したのが、穂積八束の論文「民法出デテ忠孝亡ブ」であった。この旧民法と呼ばれる法律は、施行延期となったので、ボアソナードは、22年間の日本滞在を終えて、失意のうちにフランスに帰国している。
- (12) http://www.geocities.jp/jlshashi/link/jiten komoku/daigennin siken.html
- (13) 創設当初の会員は、維持会員150名、普通会員546名で、当時の全国弁護士の半数 近くを占めていた (大野、58頁)。

- (14) 1922年(大正11年)には、弁護士の米村嘉一郎が赤化防止団、1924年(大正13年)には平沼麒一郎が国本社という右翼団体を結成している(森長、1984年、197頁)。
- (15) 木下尚江は、1888年(明治21年)に東京専門学校法律科を卒業して、長野で言論人として活躍した後、1893年(明治26年)には弁護士を開業している。その後、東京に出て、幸徳秋水、片山潜、堺利彦たちとともに、社会民主党の結成に参加している。日露戦争の勃発の時には、言論人として非戦論を展開し、また、廃娼運動、足尾銅山鉱毒問題、普通選挙期成運動などでも論陣を張っていた。しかし、大正期になると社会主義運動から遠ざかっている。

牧野充安は、1891年(明治24年)に代言人試験に合格している。社会主義者を自認したが、大正期以降は、自由主義者になったといわれる。それでも、共産党弾圧の3・15事件や4・16事件の弁護活動に従事している。また、1932年(昭和7年)の日本労農弁護士団検挙事件では、布施辰治らとともに、治安維持法違反で検挙されている。

山崎今朝弥は、1901年(明治34年)に行われた第1回判事検事登用試験に合格(弁護士試験にも合格)している。社会主義者を自認して、1913年(大正2年)には、一人で日本社会党を設立し、1920年(大正9年)には日本社会主義同盟の結成に参加している。労働争議や借家争議などの事件で弁護活動をおこなっていた。

- (16) 他に、一人が懲役11年、もう一人が懲役8年の刑を宣告されている。
- (17) その苛烈さは、政府自身が各国の大使、公使に対して「裁判手続きの説明書」を 配ったことでも明らかである(http://tamutamu2011.kuronowish.com/taigyakujin enn.htm)。
- (18) 第1東京弁護士会の結成に参加したのは、原嘉道たち384名であった(森長、1984年、200頁)。
- (19) 第一次世界大戦が終わってしばらくすると、ヨーロッパの生産が回復し、日本からの輸出が落ちはじめた。そこで、株価も暴落し、またモノが売れなくなり、不景気になったのである。
- (20) http://www19.atwiki.jp/forsale-lawyer/pages/193.html
- (21) 秘密結社の日本共産党が創設されたのは、ロシア革命から5年後の1922年(大正 11年)である。
- (22) 徳田球一は、1928年(昭和3年) 2月26日に治安維持法違反の嫌疑で逮捕されてから、18年間、獄に拘禁され、1945年(昭和20年) 10月10日に、フランス人ジャーナリストによって発見されて出獄している。
- (23) 1938年(昭和13年)には、初めて3名の女性が高等文官試験司法科に合格している。その内の一人である中田正子は、2年後には、弁護士試補試験にも合格して、正式に弁護士になっている。

- 148 (131) 弁護士会自治の中核である懲戒手続きの分析(1)(横山 實)
- (24) 尾崎がこの川柳を引用した意図は、1890年制定の大日本帝国憲法で始まった立憲政治が、52年を経た孫の代(三代目)になると廃れようとすると暗示して、翼賛選挙を批判することであった。これに対して、東条英機の政府は、明治天皇から三代目の昭和天皇が国をつぶすと揶揄して、昭和天皇に対して不敬行為をしたとみなして、捜査当局に告発したのである。
- (25) 鵜澤總明は、衆議院議員を4期、貴族院議員を8年間(1928年~1937年)勤めていた大物の弁護士である。
- (26) 斉藤隆夫は、1940年(昭和15年)2月2日の衆議院本会議で反軍演説を行い、同年3月7日に衆議院議員を除名された。今回の選挙で返り咲いた彼も、弁護団の一員に名を連ねていた(清永、45-46頁)。
- (27) 選挙無効の訴えは、他の選挙区の非推薦候補者からも出されたので、第1民事部では鹿児島3区、第2民事部では長崎1区と福島2区、第4民事部では鹿児島1区の訴えが係属した(清永、53-53頁)。それらの訴えにおいても、弁護士が原告のために働いていたのである。